

大田原市がん先進医療治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公的医療保険が適用されないがん先進医療の普及を図るため、当該先進医療を受ける者への助成金の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「がん先進医療」とは、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める第2項先進医療又は第3項先進医療のうち、がん治療を目的とした医療をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、市内に在住し国内においてがん先進医療によるがん治療を受ける者であって、当該先進医療によるがん治療開始日において、1年以上前から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく市の住民基本台帳に記載されているものとする。ただし、市税等に滞納がある者は、対象としない。

(助成金の交付等)

第4条 助成金の交付は、一つの部位につき1回限りとし、その額は、対象治療費（がん先進医療の技術料をいう。次条において同じ。）の4分の1以内とし、200,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田原市がん先進医療治療費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、対象治療費を支払った日の翌日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) がん先進医療の技術名、治療開始日、治療費及び支払日が確認できる領収書又はこれに類するもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、大田原市がん先進医療治療費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知を受けた申請者は、大田原市がん先進医療治療費助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

大田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

大田原市がん先進医療治療費助成金交付申請書

大田原市がん先進医療治療費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、申請にあたり私の市税等の納付状況について、市が調査することに同意いたします。

記

1 助成対象者氏名

2 治療を受けたがん先進医療

先進医療技術名	(第2項先進医療 ・ 第3項先進医療)
治療開始日	年 月 日
治療費（技術料のみ）	円 ①
治療費支払日	年 月 日

3 交付申請額 ①×1/4（1円未満は切り捨て、20万円が上限となります。）

交付申請額	円
-------	---

4 添付書類

- (1) がん先進医療の技術名、治療開始日、治療費及び支払日が確認できる領収書又はこれに類するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

大田原市長



大田原市がん先進医療治療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大田原市がん先進医療治療費助成金については、下記のとおり決定したので大田原市がん先進医療治療費助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
交付に係る 指示事項	1 大田原市がん先進医療治療費助成金交付要綱を順守のこと。 2 その他市長が必要と認める事項 (1) (2)

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

大田原市がん先進医療治療費助成金交付請求書

年 月 日付け大田原市指令健第 号で決定通知を受けた大田原市がん先進医療治療費助成金について、大田原市がん先進医療治療費助成金交付要綱第6条第2項の規定により請求します。

記

交付決定額	円		
請求額	円		
添付書類	1 大田原市がん先進医療治療費助成金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類 (1) (2)		
振込先	金融機関		
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義人	(フリガナ)	